

食品表示基準の一部を改正する内閣府令（案）に関する意見募集について

【※氏名】[食のコミュニケーション円卓会議 代表 市川まりこ]

【※御意見及びその理由】

頁	条番号	表題	御意見・理由
1	第3条第2項	原料原産地表示の対象範囲	<p>意見：全ての加工食品に原料原産地表示を義務化する制度設計そのものを見直してほしい。</p> <p>理由1：食品表示は、消費者に正しく理解されて、活用されてこそそのもの。消費者が誤認しない、わかりやすい制度になっていない。</p> <p>理由2：消費者庁は制度設計を変えず、例外表示に厳しい要件を求めることで、消費者の誤認を招くという懸念を何とかしようとする苦心をしているが、そのことで消費者には、原料原産地表示制度が複雑でよりわかりにくくなり、事業者にとっては、実行可能性の低いものになってしまう。</p> <p>理由3：全ての加工食品に表示を義務化することを前提に考えると「実行可能性」と「消費者が誤認をせずにわかりやすい表示にする」ことは両論成り立たないことだと認識すべき。・全ての加工食品に原料原産地を義務化する制度設計そのものを見直してほしい。</p>